

不動産鑑定業者の登録(新規)

[手続対象者]

滋賀県のみ[※]に事務所を設けて不動産鑑定業を営もうとする方
(2以上の都道府県に事務所を設ける場合は国土交通大臣登録)

[根拠規定]

不動産の鑑定評価に関する法律第23条

[提出時期]

登録を受けようとするとき随時

[手数料]

15,600円(滋賀県収入証紙を登録申請書第一面の所定欄に貼付)

[提出書類]

- ①登録申請書(新規)
 - ②不動産鑑定業経歴書
 - ③事務所ごとの不動産鑑定士の氏名を記載した書面
 - ④法第25条各号に該当しないことを誓約する書面
 - ⑤法第35条第1項に規定する要件を備えていることを証する書面(専任の不動産鑑定士の辞令等。登録申請者(法人の代表者)が専任の鑑定士である場合は不要)
 - ⑥【登録申請者が個人の場合】登録申請者の住民票記載事項証明書
 - ⑦【登録申請者が法人の場合】定款または寄附行為
 - ⑧【登録申請者が法人の場合】登記事項証明書(現在事項全部証明書)
 - ⑨登録申請者(法人の場合はその役員)の略歴書
 - ⑩事務所ごとの専任の不動産鑑定士の略歴書
- ※下線の書類は、所定の様式によるものです。

[提出部数]

1部

[提出先]

滋賀県総合企画部県民活動生活課 土地対策係
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
TEL 077-528-3417